

別紙 4

性状の分析を行う設備

項 目	主 要 な 機 器	規 格
水素イオン濃度指数	・ ガラス電極 pH 計	・ JIS K0102(2008) の 12. 1
アルキル水銀化合物	・ 電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ ・ 還元気化装置付原子吸光分析装置	・ 昭和46年環境庁告示第59号付表 2 ・ 昭和49年環境庁告示第64号付表 3
水銀又はその化合物	・ 還元気化装置付原子吸光分析装置	・ 昭和46年環境庁告示第59号付表 1
カドミウム又はその化合物	①原子吸光分析装置 ②ICP発光分光分析装置 ③ICP質量分析装置	・ JIS K0102(2008) の 55
鉛又はその化合物	③ICP質量分析装置	・ JIS K0102(2008) の 54
有機燐化合物	①アルカリ熱イオン化検出器付ガスクロマトグラフ ②蛍光光度検出器付ガスクロマトグラフ ③分光光度計 ④光電光度計	・ 昭和49年環境庁告示第64号付表 1、 付表第 2 ・ JIS K0102(2008) の 31. 1
六価クロム化合物	①分光光度計 ②光電光度計 ③原子吸光分析装置 ④ICP発光分光分析装置 ⑤ICP質量分析装置	・ JIS K0102(2008) の 65. 2
砒素又はその化合物	①水素化物発生装置付分光光度計 ②水素化物発生装置付光電光度計 ③水素化物発生装置付フレイム原子吸光分析装置 ④水素化物発生装置付ICP発光分光分析装置 ⑤ICP質量分析装置	・ JIS K0102(2008) の 61
シアン化合物	①蒸留装置及び分光光度計 ②蒸留装置及び光電光度計 ③蒸留装置及びシアン化物イオン電極付電位差計（イオン電極計）	・ JIS K0102(2008) の 38. 1. 2、38. 2、 38. 3、38. 4
P C B	・ 電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ	・ 昭和46年環境庁告示第59号付表 3 ・ JIS K0093(2006)
トリクロロエチレン	①ページ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析計 ②ガスクロマトグラフ質量分析計 ③ページ・トラップー水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ ④電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ	・ JIS K0125(1995) の 5. 1、5. 2、5. 3. 2、 5. 4. 1、5. 5 ・ 昭和48年環境庁告示第13号別表第 2
テトラクロロエチレン		・ JIS K0125(1995) の 5. 1、5. 2、5. 3. 2、 5. 4. 1
ジクロロメタン		・ JIS K0125(1995) の 5. 1、5. 2、5. 3. 2、 5. 4. 1、5. 5 ・ 昭和48年環境庁告示第13号別表第 2
四塩化炭素		・ JIS K0125(1995) の 5. 1、5. 2、5. 3. 2、 5. 4. 1
1, 2-ジクロロエタン		
1, 1-ジクロロエチレン		
シス-1, 2-ジクロロエチレン		

項 目	主 要 な 機 器	規 格
1, 1, 1-トリクロロエタン	①ページ・トラップーガスクロマトグラフ 質量分析計 ②ガスクロマトグラフ質量分析計 ③ページ・トラップー水素炎イオン化検出 器付ガスクロマトグラフ ④電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ	・JIS K0125(1995)の5.1、5.2、5.3.2、 5.4.1、5.5 ・昭和48年環境庁告示第13号別表第2
1, 1, 2-トリクロロエタン		
1, 3-ジクロロプロペン		・JIS K0125(1995)の5.1、5.2、5.3.2、 5.4.1
チウラム	高速液体クロマトグラフ	・昭和46年環境庁告示第59号付表 4
シマジン	ガスクロマトグラフ質量分析計	・昭和46年環境庁告示第59号付表 5
チオベンカルブ		
ベンゼン	①ページ・トラップーガスクロマトグラフ 質量分析計 ②ガスクロマトグラフ質量分析計 ③ページ・トラップー水素炎イオン化検出 器付ガスクロマトグラフ ④水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグ ラフ	・JIS K0125(1995)の5.1、5.2、5.3.2、 5.4.2
セレン又はその化合物	①分光光度計 ②光電光度計 ③水素化物発生装置付フレイム原子吸光分 析装置 ④水素化物発生装置付ICP発光分光分析装 置 ⑤ICP質量分析装置	・JIS K0102(2008)の67
1, 4-ジオキサン	①ガスクロマトグラフ質量分析計 ②ページ・トラップーガスクロマトグラフ 質量分析計	・昭和46年環境庁告示第59号付表 7
引火点	①タグ密閉式引火点試験器 ②セタ密閉式引火点試験器 ③ペンスキーマルテンス密閉式引火点試験 器	省令の規定なし ・危険物の性状及び試験に関する省令 (平成元年自治省令第1号) ・JIS K2265-1(2006)から JIS K2265-4(2006)まで

注1) 機器名の前に①～⑤の番号を付してあるものについては、いずれかの番号の機器を備えること。

注2) 必要な設備の詳細は、平成4年厚生省告示第192号等を参照のこと。

注3) 性状の分析を行う設備は申請者の処理施設内の設備であること。

注4) 電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフを使用する場合は、放射線取扱主任者の免許等が必要となる場合がある

注5) 引火点の測定にあたっては、大気圧下の無風に近い試験場所が必要となるほか、廃油の種類、動粘度あるいは測定温度によって試験器を使い分ける必要がある。

注6) 廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥等を取扱う場合は、必要に応じて廃油に係る分析設備を設けさせること。